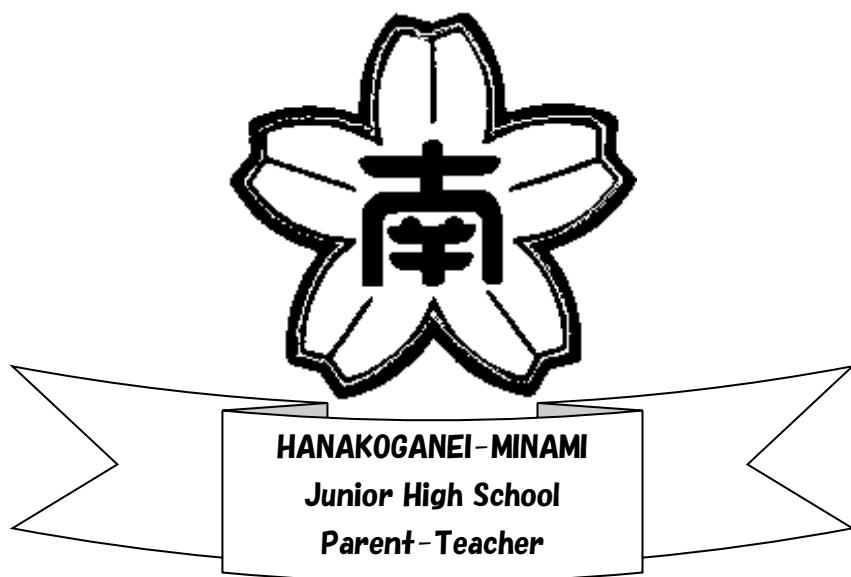


P T A 規 約



小平市立花小金井南中学校 P T A

小平市花小金井南町1丁目9番1号

電話 042-465-0451

小平市立花小金井南中学校 P T A 規約

第1章 名称・事務局

＜第1条＞

本会は、小平市立花小金井南中学校P T Aと称し、事務局を小平市立花小金井南中学校（以下「本校」という。）内におく。

第2章 活動目的

＜第2条＞

本会は、保護者と教職員との連携と協力により、学校教育の向上発展と学校・家庭・地域における生徒の幸福を図ることを目的とする。

＜第3条＞

本会は第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

1. 学校行事への協力及び本校教職員との交流を図る。
2. 学校振興のため、学校より要請された事項への協力を図る。
3. 地域や小平市立各小学校校区青少年対策委員会（以下「青少対」という。）の活動への協力を図る。
4. 会員の研修・親睦・弔慰及び見舞いに関すること、その他認められることを行う。

第3章 方針

＜第4条＞

本会は、教育を本旨とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 本会は非営利的・非宗教的・非政党的団体であり、営利を目的とするいかなる行為も行わない。
2. 本会および本会役員の名で公私選挙の候補者を推薦しない。
3. 本会は生徒の教育ならびに福祉のために活動する社会的諸団体および機関と協力する。
4. 本会は自主独立のものであり、いかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
5. 本会は教育活動を助けるために学校ならびに関係機関に意見を述べ参考資料を提供することができるが、学校の管理や人事に干渉しない。

第4章 会員

＜第5条＞

本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者またはこれに代わる人と本校教職員とし、会員はすべて平等の権利と義務をもつ。本会への加入は任意である。所定の非加入届けにより非加入および退会の申し出があった場合、これを妨げない。但し、子の卒業や転校または勤務校の移動によって会員資格を失うものは、会員資格の消滅をもって退会とする。退会の場合、既納の会費は返還しない。

第5章 集会

＜第6条＞

本会の集会は次の通りとする。

1. 総会
2. 役員会（会長、副会長（副校長）、書記、会計）
3. 本部委員会（役員、各委員長（行事・給食、青少対、広報、選考））
4. 運営委員会（役員、行事・給食委員、青少対委員、広報委員、選考委員）

第6章 総会

＜第7条＞

総会は全会員をもって構成され、この会の最高議決機関であり、次の事項を行う。

（1）定期総会は年度始めに開催し、会長が招集する。

次のことを行う。

1. 活動報告・決算報告および承認
2. 新年度予算、事業計画の審議・承認
3. 新年度役員および会計監査と各委員会委員の承認
4. その他必要事項の審議決定

（2）総会の定足数は会員の5分の1以上とする。ただし、委任状による出席も認める。

議決は出席者の過半数の同意を必要とする。同数の場合は議長が決定する。

＜第8条＞

会長は総会の日時・場所及び議題を開催7日前に全会員に通知する。

第7章 会計

＜第9条＞

本会の経費は会費その他の収入および寄付をもって支弁する。会費の額および資金獲得の種類を決定する場合には総会の承認を得なければならない。但し、寄付行為があった場合には運営委員会の承認を必要とする。

＜第10条＞

会費の納入方法は運営委員会に一任する。原則一括納入とする。

＜第11条＞

本会の資産は第2章の目的達成以外には使用してはならない。

＜第12条＞

本会の会計年度は4月1日から3月31日までとし、年度末には会計監査および会計報告を行う。

＜第13条＞

転出者には会費の返還は行わない。原則として転入者からは会費を徴収する。ただし3学期以降の転入者については半額とする。

＜第14条＞

本会の予算案の作成は、役員・各委員会の代表の予算委員会による。但し、運営委員会が必要と認めた会員と次年度役員候補者も構成員になることができる。

＜第15条＞

会計監査は前年度1学年の委員の中から2名を選出する。

第8章 役員および会計監査

＜第16条＞

本会の役員および会計監査の構成は次のとおりとする。

会長	保護者1名
副会長	保護者2名・副校長
書記	保護者2、3名
会計	保護者2名
会計監査	保護者2名・教職員

＜付則＞

本規約は令和6年11月1日に一部改定。

＜第17条＞

(削除)

＜第18条＞

役員および会計監査の選出は以下のとおりとする。

1. 本会役員候補・会計監査候補を選出するために選考委員会を置く。
2. 各候補者の選出は選考委員会に一任する。但し、教職員の役員候補・会計監査候補の選出については教職員に一任する。
3. 役員・会計監査は総会において承認を得なければならない。

＜第19条＞

原則として役員および会計監査の兼任は認めない。

第9章 役員および会計監査の任務・任期

＜第20条＞

役員および会計監査の任務は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、保護者選出の副会長は会長不在の場合にはその代理を行う。
3. 書記は本会の議事を記録し、本会運営に必要な庶務を行う。
4. 会計は本会のすべての経理を処理し、総会には監査を経た決算報告を行う。
5. 会計監査はその年度の会計を監査し、総会に報告する。
6. 役員は役員会を開き、本会の事務を処理する。

＜第21条＞

役員および会計監査の任期は定期総会から次年度定期総会までとする。但し、再任も可能である。

第10章 本部委員会

＜第22条＞

本部委員会は総会に次ぐ議決機関であり、必要に応じて開く。

＜第23条＞

本部委員会の構成は役員・各委員長とする。

＜第24条＞

本部委員会の任務は次の通りである。

1. 会長及び各委員会より提出された議案を審議し決定する。
2. 各委員会によって立案された議案を審議し承認する。
3. 総会に提出する報告書及び議案書を作成する。
4. 必要がある場合、特別委員会を設ける。
5. 細則改正を審議し承認する。

第11章 運営委員会およびその任務

＜第25条＞

1・2学年より各10名、3学年より各5名選出された委員と本部委員会で運営する委員会を運営委員会とする。

ただし、上記の人数以上の立候補があった場合、別内規に従い決定する。

1. 行事・給食委員はPTA全体行事の企画・運営を行う。
2. 青少対委員会は各小学校の青少対と連携して行事のお手伝い等をする。
3. 広報委員会は、PTAの広報誌を発行する。
4. 選考委員会は次年度役員、会計監査、各委員会の委員長、学年委員の選考にあたる。

新年度の役員選出までの活動の為、1、2年から選出する。

＜付則＞

本規約は令和7年1月24日に一部改定。

＜第26条＞

各委員会はその事業計画を本部委員会にはからなければならない。

＜付則＞

本規約は令和6年2月28日に一部改定。

第12章 校長および役員会

＜第27条＞

校長は本会のすべての会に出席して意見を述べることができる。

＜第28条＞

役員会は本会の役員をもって構成され、必要に応じて開く。

第13章 規約改正

＜第29条＞

規約は総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。

また、改正案は総会の7日以前に全会員に通知するものとする。

＜付則＞

本規約は平成23年5月9日より実施する。

本規約は平成24年5月8日に一部改定。

本規約は平成29年4月28日に一部改定。

本規約は令和2年6月19日に一部改定。

本規約は令和4年5月6日に一部改定。

本規約は令和5年4月28日に一部改定。

小平市立花小金井南中学校PTA規約 細則

第1章 慶弔規定

＜第1条＞

本会の会員または生徒に関して弔慰及び見舞いを行う場合の原則的な事項を定める。

＜第2条＞

方法と内容

- | | |
|--------------|----------------------|
| 1. 死亡の場合 | 原則として代表が参列し香典壱万円を供える |
| 2. 火災・風水害の場合 | 本部委員会・運営委員会で協議・決定 |

第2章 特別支援学級からの委員選出について

＜第3条＞

1. 原則として学級委員を少なくとも1名選出する
2. 他の役員についても状況に応じて適用する。

第3章 PTAサークル

＜第4条＞

PTAサークルは会員の親睦を深める活動をする。活動費はPTAが負担する。

＜付則＞

本規約は平成23年5月9日より実施する。本規約は令和5年4月28日に一部改定。

小平市立花小金井南中学校PTA役員選考規定（細則）

<第1条（会）>

1. 役員（会長・副会長・書記・会計）の選出は、互選会の内定を経て行う。
2. 互選会により内定された役員は、全会員により信任されなければならない。

<第2条（互選会）>

1. 互選会は、各クラスから選ばれた候補者により構成され、原則、話し合いにより役員を内定する。

2. 互選会は、選考委員会により召集される。

<第3条（候補者の選出）>

1. 候補者の選出は、2学期中に第1学年及び第2学年の各クラスの話し合いにより行う。
なお、第3学年からも立候補することができる。但し、次年度に子が入学する場合に限る。
2. 候補者は、四役のいずれかを限定せず、各クラス2名以上を選出するものとする。
3. 候補者選出のクラスでの話し合いは、特段の事情のない限り全員の参加により行うこととする。
4. 話し合いによる選出が困難と判断された時の候補者の欠員は、抽選により選出することができる。抽選は、特段の事情のない限り全員の参加により行うことを原則とする。
5. 抽選により選出された候補者の変更は、特段の事情がない限り全員参加のクラスの話し合いにより行うことを原則とする。
6. 現役員は、次年度以降の役員の候補者に選出されることを妨げない。ただし、拒否権を行使することができる。
7. 役員の兼任は認めない。ただし、役員の欠員が生じた場合は運営委員会の承認を得て兼任又は補充を認める。
8. 候補者選出において、当会で一度でも役員および委員経験のある保護者の申し出がある場合は、役員および委員を免除することができる。

<第4条（規定の改定）>

1. 本規定を改定する場合、または本規定以外に必要と認める事項が生じた場合には、運営委員会にはかり決定することができる。

<付則>

本規定は平成23年5月9日より実施する。

本規定は平成26年3月6日に一部改定。

本規定は平成29年4月28日に一部改定。

本規定は令和4年2月6日に一部改定。

本規定は令和5年12月1日に一部改定。

小平市立花小金井南中学校PTA組織図

